



重度心身障害者 医療費助成

病気やケガで医療機関にかかった場合、医療費の自己負担分と条件により入院時食事療養費を助成します。(薬の容器代や差額ベッド代などの保険外のもの是对象外です)

*申請が必要です。

対象

- 下記の障害に該当する方で医療保険各法の被保険者または被扶養者
- 身体障害者手帳1級及び2級
- 療育手帳A判定
- 障害年金1級
- 特別児童扶養手当1級
- 県認定1級(障害年金1級程度の障害認定)

申請書類

- 対象となる方の健康保険証
- 障害の程度を証明する書類
- 個人番号カード(または通知カードと写真付身分証明書等)
- 前住所地発行の交付状況証明書(県内の市町村から転入する場合)



問い合わせ

住んでいる地域の窓口へ

高崎地域	▶ 本 庁	保険年金課	027 - 321 - 1237
倉渚地域	▶ 倉渚支所	市民福祉課	027 - 378 - 4526
箕郷地域	▶ 箕郷支所	市民福祉課	027 - 371 - 9054
群馬地域	▶ 群馬支所	市民福祉課	027 - 373 - 2368
新町地域	▶ 新町支所	市民福祉課	0274 - 42 - 1237
榛名地域	▶ 榛名支所	市民福祉課	027 - 374 - 5116
吉井地域	▶ 吉井支所	市民福祉課	027 - 387 - 3132

未熟児養育医療給付

- 入院加療を必要とする未熟児(1歳未満)に対し、指定医療機関における医療費の自己負担分について公費負担する制度です。

対象

- 身体の発達が未熟のまま出生し、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの乳児(1歳に満たない者)で、指定医療機関の医師が養育医療の対象と認めた乳児

申請書類

- 養育医療給付申請書 ● 養育医療意見書 ● 世帯調書
- 扶養義務があり所得税を納めている人全員の所得税額等を確認することができる書類 ● 委任状 ● 同意書 ● 印鑑
- 母子手帳 ● 世帯調書に記載された者の個人番号カード
- 対象児の健康保険証(できていないときは扶養者の健康保険証)



問い合わせ

高崎市保健所健康課母子保健担当 027 - 381 - 6113

小児慢性特定疾病医療給付

- 悪性新生物等、国が指定した16疾患群について医療費の自己負担分を一部公費負担します。

対象

- 新規申請は18歳未満の児童。ただし、既受給者は20歳到達まで。
- 対象疾患群は、悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患です。

申請書類

- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書
- 小児慢性特定疾病医療意見書
- 対象となる児童及び同じ医療保険に加入している保護者等の健康保険証
- 同意書
- 個人番号カード(または通知カードと写真付身分証明書等)
- 印鑑



問い合わせ

高崎市保健所保健予防課難病対策担当 027 - 381 - 6112